

クロス・パティオ グリーンスポット
利活用事業に係る提案事業者選定 公募要項

令和7年6月

公益財団法人横浜市緑の協会

1 趣旨

この要項は、公益財団法人横浜市緑の協会（以下「当協会」という。）が、横浜市から管理許可を受けて管理するクロス・パティオ グリーンスポットにおいて、利用者の増加につながるための新たな利活用事業の提案を受けることを目的として、公募型プロポーザル方式により、提案参加を希望する事業者を選定する手続等について必要な事項を定めるものです。

2 公募の概要

(1) 対象施設（以下「本件施設」という。）

クロス・パティオ グリーンスポット

横浜市西区みなとみらい2-2-1 MM21 グランモール公園 1F

施設図面は、別紙1のとおり

(2) 本件施設の年間来館実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来館者数	1,952 人	3,175 人	2,928 人

(3) 提案事業実施期間

ア 令和7年9月1日から令和8年3月31日までとします。当協会が横浜市からクロス・パティオの令和8年4月1日以降の管理許可を引き続き得られた場合は、事業者と協議のうえ、事業実施期間を延長することができます。但し、当協会が横浜市から本件施設の管理許可の取消し等を受けたときは、提案事業実施期間は当然に終了するものとし、当協会は、終了によって生じる損害について、一切の責任を負担しないものとします。なお、提案事業における本件施設の貸出期間については、年度単位とします。

イ 当協会及び事業者は、実施期間中といえども、当事者いずれかによる、満了の3ヶ月前の書面での事前申し入れにより、本事業の中途解約ができるものとします。

ウ 提案事業実施期間には、提案事業の準備期間を含むものとします。

(4) 事業者の選定

ア 選定方法等

「クロス・パティオ グリーンスポット利活用事業に係る提案事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）において、書類審査を実施し、応募団体の中から、本件施設の設置目的を最も効果的に達成できると認められる者を事業候補者として選定します。

選定結果は、応募団体に対して速やかに通知し、事業候補者決定後、当協会ウェブサイトへの掲載等により公表します。

その後、当協会と事業候補者との協議を経て、事業者として覚書を締結します。

イ 審査会

委員長	(公財)横浜市緑の協会	常務理事兼管理部長
委員	(公財)横浜市緑の協会	総務部長
委員	(公財)横浜市緑の協会	動物園部長

(5) 問合せ先

公益財団法人横浜市緑の協会

管理部管理課事業係 古屋、平本

〒231-0021

神奈川県横浜市中区日本大通 58 番地 日本大通ビル 2 階

TEL 045-228-9418

FAX 045-641-0821

E-mail : jigyou@hama-midorinokyokai.or.jp

3 事業者が行う内容

クロス・パティオ グリーンスポットにおける利活用事業

4 公募の仕様

(1) 本件施設の設置目的及び事業の指針

本件施設は、グランモール公園クロス・パティオの利用者サービス及び利便性向上に資することを目的として設置される施設です。当協会が横浜市からの管理許可を受け、都市公園法や横浜市公園条例等により横浜市の指導監督を受けながら運営していく公共施設であることを踏まえつつ、本件施設の特性及び公募条件等に基づき、事業を実施するものとします。

(本件施設の概要)

グリーンスポットは、グランモール公園の利用者に休憩していただくこと、また、協会及び横浜市の事業に係る情報を提供することを目的とした施設です。併せて、展示会やワークショップ等を実施することができる施設です。

(2) 目的の達成手段

- ア 本件施設の利活用
- イ 当協会、横浜市の施策への協力

(3) 想定する事業

グランモール公園内の公共施設にふさわしく、賑わいの創出につながる展示会等の利活用事業を基本とします。また、当協会や横浜市が実施する事業や当協会の方針、施策に協力できる、下記の要件を踏まえた事業とします。

- ア テーマに沿った展示企画等の実施
「GREEN×EXP02027」を意識した展示企画等の実施
- イ 地域との連携・公園の活性化
マルシェやマーケットなど、グリーン・スポット周辺を活用し、地域の活性化に貢献するもの
- ウ 継続的な運営と発信
来館者とのネットワークを広げられるよう、定期的なイベントや情報発信により、グリーンスポットの魅力を高める活動に取り組むもの

(4) 定休日

定休日は火曜日を含む、週2日以内としてください。

(5) 利用時間

提案事業に係る利用時間は、以下のとおりとします。

- ア 10時～20時の範囲内での提案をお願いします。
- イ 1日あたり、最短5時間、最長10時間の範囲内での提案をお願いします。

(6) 事業実施環境の整備・投資

事業者は、利用者の利便性向上や施設の魅力向上につながる展示会等、新たな提案事業に伴う壁面や什器等の設備に対する整備や制作について、自らの費用負担によって行うものとし、事業終了後は速やかに原状復旧を行うものとします。

(7) 利用料金

提案事業に係る利用料金は、1時間あたり1,000円(税込)の計算に基づくものとし、毎月当協会に支払うものとします。

(8) 報告

事業者は毎日の報告を翌日までに紙またはデータにて当協会へ提出するものとします。

5 事業実施上の留意事項

(1) 関係法令の遵守について

事業を遂行するうえで、関係する法令を遵守するものとします。なお、実施期間中にこれらの法令に改正があった場合は、改正された内容とします。

ア 都市公園法

イ 横浜市公園条例

ウ 個人情報の保護に関する法律

エ 横浜市暴力団排除条例

オ 労働関係法令(労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法、障害者の雇用の促進等に関する法律等)

カ 施設・設備の維持保全関係法令(建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等)

キ 環境法令等(エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律)

ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ケ その他(身体障害者補助犬法、健康増進法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等)

(2) 個人情報の取扱い

事業者が提案事業を行うにあたっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うとともに、スタッフ等に対して必要な研修を行うものとします。

(3) 事故への対応・損害賠償について

事業者は、事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して次のとおり義務を負うものとします。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により、当協会又は第三者に損害を与えた場合には、事業者においてその損害を賠償しなければなりません。

イ 事故防止及び事故発生時の対応に備えて、事業者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を当協会へ報告しなければなりません。

ウ 事業者は、別に定める保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。

(4) 苦情・要望について

事業者は、利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、当協会に提出することとします。

(5) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の定めた分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(6) 施設の休止等

横浜市の大規模改修工事等で本件施設の営業についても休止となる場合があります。この場合、当協会は横浜市と協議を行い、事業者への影響を低減するよう努めますが、本件施設を休止することとなった場合でも、事業者への営業補償等はい行いませんので、ご注意ください。

(7) 協議事項

上記内容に関する疑義又は定めのない事項等について、当協会と事業者が誠意をもって協議の上、定めるものとします。

6 公募及び選定に関する事項

(1) 選定までのスケジュール(予定)

項目	期日又は期間
ア 公募のお知らせ	令和7年6月11日(水)
イ 現地見学会	令和7年6月17日(火)
ウ 公募内容に関する質問の受付	令和7年6月18日(水)～6月20日(金)
エ 質問への回答	令和7年6月24日(火)
オ 応募書類の受付	令和7年6月26日(木)～6月27日(金)
カ 書類審査	令和7年7月上旬
キ 事業候補者の決定及び選定結果の通知・公表	令和7年7月中旬

※ 詳細は下記のとおり(時間指定がありますので、ご注意ください。)

(2) 公募の手続きについて

ア 公募のお知らせ

事業者の公募については、当協会ウェブサイトに掲載し、お知らせします。

イ 公募資料のウェブサイト掲載

掲載場所：(公財)横浜市緑の協会ウェブサイト

URL：<https://www.hama-midorinokyokai.or.jp>

紙文書での配布はありません。

ウ 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催します。当日は公募要項等の資料は配布しませんので、各自ご持参ください。

(ア) 開催日時及び開催場所

開催日：令和7年6月17日(火)14時から

集合場所：横浜市西区みなとみらい2-2-1 MM21 グランモール公園1F

(イ) 参加人数

応募団体1団体につき2名以内とします。

(ウ) 申込方法

令和7年6月15日(日)までに、「現地見学会参加申込書」(様式第4号)に必要事項を記入し、上記の問合せ先へEメールでお申し込みください。

エ 質問の受付

公募の内容に関する質問は、参加申込書(様式第1号)を提出した団体のみを対象として、質問書(様式第5号)により受け付けます。1団体からの質問は最大3問までとさせていただきます。

(ア) 受付期間

令和7年6月18日(水)10時から6月20日(金)15時まで

(イ) 受付方法

「質問書」(様式第5号)に必要事項を記入し、参加申込書(様式第1号)と合

わせて上記の問合せ先へEメール【E-mail：jigyuu@hama-midorinokyokai.or.jp】
でお送りください。電話でのお問合せには応じられません。

※ 参加申込書（第1号様式）については、代表者印押印のものをPDFデータで
お送り下さい（原本は応募時に提出）。

オ 質問への回答

令和7年6月24日（火）に、参加申込書（様式第1号）を提出したすべての団体にEメールで回答をお送りします。

カ 応募書類の受付

(7) 応募書類

下記「(4)応募手続きについて」を参照

(イ) 提出日時

令和7年6月26日（木）～6月27日（金）の
10時から15時までの間(12時から13時までを除く。)とします。
期日厳守をお願いします。

(ウ) 提出方法

上記の問合せ先へ直接ご持参ください。

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

審査会で提出書類に対する書類審査を行います。

イ 選定基準

選定基準に基づき審査を行います。

この場合、応募団体が1団体のみの場合であっても、最低基準（100点満点のうち60点）に満たないときは選定されません。次点事業候補者となるためにも、最低基準を満たす必要があります。

ウ 事業候補者の決定

書類審査にて審査結果により事業候補者を決定します。

エ 選定結果の通知、公表

選定結果は、応募団体に対して速やかに通知します。また、選定結果は当協会ウェブサイトの掲載等により公表します。

オ 覚書

当協会は事業候補者と細目について協議を行い、覚書を締結します。

(4) 応募手続きについて

本要項で定める様式を遵守し、応募書類を作成してください。様式を遵守しない場合は応募を受け付けません。用紙サイズは特に指定しているもの以外は、A4サイズに統一してください。なお、応募書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。

※ 応募書類は、原本1部を提出してください。

※ 提案書(様式第7号から第10号まで)の作成上の注意事項

ア 必須記載事項

別に定める様式ごとの必須記載事項を含めた提案内容としてください。

イ ページの制限等

- ・提案書は、A4サイズ縦で作成してください。
- ・様式ごとに指定したページ数以内でまとめてください。（指定ページ数は様式第7号に定めるとおり）
- ・図表や画像も貼付け可能ですが、指定様式からはみ出さないようにしてください。

- ・各様式にはページ数を記載してください。

ウ 使用文字

- ・提案書の本文は、10.5 ポイント以上としてください。
- ・提案書内の図表については、イメージ表現の場合は使用文字の制限はありませんが、図表を用いて提案内容の説明を行う場合は、本文と同様に 10.5 ポイント以上としてください。

エ その他

- ・提案書においては、団体名は記入せず、「当社」や「当団体」といった呼称を使用してください。
- ・個人情報(個人の氏名や電話番号、個人が特定できる肖像等)は掲載しないでください。

【応募書類】

- 1 参加申込書(様式第 1 号) ※ 原本を提出して下さい。
- 2 応募団体概要書(様式第 2 号)
- 3 欠格事項に該当しない誓約書(様式第 3 号)
- 4 直近 3 年間(事業年度)の貸借対照表、財産目録、損益計算書(指定様式なし)
※ 提出していただく写しの書類については、団体名や施設名を消し、応募団体が特定できない状態にしてください。
- 5 履歴事項全部証明書の写し(指定様式なし)
- 6 税務署発行の納税証明書「その 3 の 3」
※ 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。
- 7 現地見学会参加申込書(様式第 4 号)
- 8 質問書(様式第 5 号)
- 9 辞退届(様式第 6 号)
- 10 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要が分かるもの

<提案書>

- 10 提案書提出届(様式第 7 号)
※ 提案書の表紙となるものです。独自に表紙を作成したりしないでください。
- 11 提案事業の基本方針(様式第 8 号)
- 12 運営体制(様式第 9 号)
- 13 施設の利活用(様式第 10 号)
※ 官公署発行の証明書類は、申請日から過去 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体

イ 欠格事項

次に該当する法人その他の団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること。
- (イ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中であること。
- (ウ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成 3 年法律第 77 号]第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例[平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号]第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること。

ウ 公募要項の承諾

応募者は応募書類の提出をもって、本応募要項の記載内容を承諾したものとみな

します。

エ 接触の禁止

審査会の委員、事務局職員その他本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

オ 重複応募の禁止

応募は1団体につき、1案とします。複数の応募はできません。

※ 一つの団体が、応募団体者、再委託先として重複することもできません。

カ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、審査会が認めた場合はこの限りではありません。

キ 応募団体職員以外による行為の禁止

応募にあたって、応募団体の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席

(イ) 提出書類の作成(作成に関する技術的な助言等は可とします。)

ク 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) エ～キの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ケ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

コ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。

その際には、「辞退届」(様式第6号)を提出してください。

サ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募団体の負担とします。

シ その他

(ア) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けません。

(イ) 本件公募によるプロポーザルは、事業者の選定を目的に実施するものであり、選定後の事業においては、必ずしも提案内容に沿って実施できるものではありません。

別紙1 対象施設

